



ストップ・ザ・交通事故死！
—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

| | | |
|--------------|-------|-----|
| ○発生件数 | | 13件 |
| ○死者数 | | 1人 |
| ○傷者数 | | 14人 |
| 2009年3月31日現在 | | |

**『 町民一人ひとりが交通マナーを守り
交通事故のない社会を目指しましょう。』**

☆行楽期にむけて速度の出し過ぎ = 重大事故 =

- スピードの怖さを知ってください！・・・速度が2倍になると衝撃は4倍になります。
- 低速ならばはっきり見えても・・・速度が上がると認識できる範囲が狭くなります。

☆安全運転はみんなの願い =

- 車も自転車も歩行者も交通ルールを守り、飲んだら乗らない！乗るなら飲まない！
運転者はマナーを守り、少しでも歩行者の立場に立ち安全運転に努めましょう。

【歩行者の皆さん】

・ 自宅近くの通り慣れた道路でも横断するときは必ず安全を確認するとともに、夜間外出するときは、夜光反射材を活用しましょう。

【運転者の皆さん】

・ 運転に専念し、歩行者や自転車に対する「目配り・気配り」をして、思いやりのある運転に心掛けましょう。

☆過去5年間における小学生の交通事故

【歩行中、自転車乗用中とも共通】

- 低学年ほど被害が多い（特に新1年生が多い）。
- 6月、7月が多い。
- 児童側に何らかの違反がある場合が約半数ある。
- 被害場所の多くは、児童の自宅付近。

◎ 事故は、児童だけ大人だけが気をつけてもなくなりません。
道路を利用する人たち全員が交通安全を心がけ、悲惨な交通事故が1件でも減るよう、今年も交通安全活動に取り組んでいきましょう。



4月7日
新入学児童交通安全啓発



4月7日
新入学児童・父兄交通安全講話

☆みんなで根絶、飲酒運転！

《ドライバーに酒をすすめない！ 酒を飲んだら運転させない！》

◎ 日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

**毎月15日は道民交通安全の日
交通死亡事故抑止5大対策キャンペーン**

1. 交差点事故防止
2. 高齢者事故防止
3. 飲酒運転根絶
4. シートベルト着用の向上
5. スピードダウン

**◇デイ・ライトで安全運転
昼間のライト点灯に協力を！**

<昼間点灯効果>

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ



「学生の皆さん！学生納付特例制度をご存じですか？」

● 万一のリスクに備え学生の方は申請を

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられます。しかし学生については、申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納となっていると、万一、病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含まれます。学生であって保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

ただし、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額に計算には含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付(追納)することができる仕組みになっています。(承認を受けた年度から起算して3年度以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。)

● ほとんどの学生が納付特例の対象に

対象となるのは、大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校などのほか、各種学校(1年以上の就学課程に限る。)に在学する20歳以上の学生です。また、夜間・定時制・通信課程も含まれるので、ほとんどの学生の方が対象となります。申請は、住民登録している市区役所・町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください。申請の際には基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳など)と学生証(または在学証明書)が必要となります。

なお、前年の所得が一定額以上の場合は、申請が承認されない場合があります。また、前年の所得を確認する必要があるため、申請は毎年必要です。

申請書の入手方法などのご照会は、お住まいの市区役所・町村役場または社会保険事務所へお問い合わせください。

<提出先>

| | | |
|-------------------------|-----|-------------------------|
| 日高町役場住民課 住民・年金・地域安全グループ | TEL | 0 1 4 5 6 - 2 - 6 1 8 2 |
| 日高総合支所住民生活課 住民福祉グループ | TEL | 0 1 4 5 7 - 6 - 3 1 7 3 |
| 水・くらしサービスセンター | TEL | 0 1 4 5 6 - 2 - 0 2 5 5 |
| 厚賀出張所 | TEL | 0 1 4 5 6 - 5 - 2 1 1 1 |

日本年金機構の愛称 & シンボルマーク募集！

日本年金機構について広く国民の皆様にご存知いただき、公的年金制度への理解と信頼を深めていただくため、日本年金機構の愛称及びシンボルマークを決めることとしております。

■募集内容

1. 愛称 (略称)
親しみやすく、呼びやすく、公的年金制度の業務運営を担う機構がイメージでき、わかりやすいもの
2. シンボルマーク
親しみやすく、公的年金制度の業務運営を象徴するもの

■募集期限 平成21年5月29日まで

■応募・問い合わせ先

日本年金機構事務局
〒100-8945 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話 03-5253-1111 (内線3616)
E-mail nenkinaisho@mhlw.go.jp